

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月18日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 工事概要

- (1) 工事名 新石垣航空基地機械設備工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県石垣市字盛山東牛種子（新石垣空港内）
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる建物の建築設備の新設工事を施工するものである。

1) 新石垣航空基地

(a) 庁舎・格納庫

RC造 地上3階PH1階 延べ面積 3,400.52 m²

空気調和設備、冷房設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、給油設備、機体洗浄排水処理設備、新設一式

(b) 危険物庫

RC造 平屋建 延べ面積 16 m²

換気設備、消火設備 新設一式

(c) 燃料ポンプ室

RC造 平屋建 延べ面積 14.4 m²

換気設備、消火設備、給油設備 新設一式

(d) 機体洗浄装置機械室

RC造 平屋建 延べ面積 27.5 m²

換気設備、給水設備、排水設備 新設一式

(e) 機体洗浄排水処理室危険物庫

RC造 平屋建 延べ面積 24.2 m²

換気設備、消火設備、機体洗浄排水処理設備 新設一式

(f) ハイドランド（1）

RC造 平屋建 延べ面積 12 m²

給油設備 新設一式

(g) ハイドランド（2）

RC造 平屋建 延べ面積 6.1 m²

給油設備 新設一式

(h) 屋外

給水設備、排水設備、給油設備、機体洗浄排水処理設備 新設一式

- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年12月28日まで。

- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、県内企業を一次下請(県内元請企業を含む)として活用することを評価する県内企業下請活用比率評価の試行工事である。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (9) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とし、再度の入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約に移行しない。
- (10) 本工事は、入札時に工事内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (11) 本工事は、開発建設部における過去 2 年度間の低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。
- (12) 本工事は、総合評価方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知をする試行工事である。
- (13) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成 23・24 年度一般競争参加資格のうち「暖冷房衛生設備工事」に係る A 等級の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 施工計画が適正であること。
- (5) 次に掲げる工事(以下「同種工事」という。)の実績を有すること。

平成 8 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した次に掲げる(ア)(イ)(ウ)全ての要件を満たす暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の 1 社以上が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該工事の実績が沖縄総合事務局開発建部設(港湾空港関係を除く。)及び国土交通省(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに

係る工事の実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

(ア) 新設又は増設

(イ) 1棟の延べ面積（増設にあっては、当該増設部分の延べ面積）が 3,000 m²以上

(ウ) 空気調和設備 一式

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に配置できること。

- 1) 配置予定技術者が保有する資格は次に示す ~ のいずれかの資格を保有するものであること。

1級管工事施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「熱工学」とする者に限る。）
上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）

- 2) 平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、上記(5)に掲げる条件の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

- (7) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く）発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常JVの場合は構成員の代表者とする。）
- (12) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄総合事務局

局開発建設部発注工事から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）でないこと。

- (13)競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして失格とする。

3．総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

- ・企業の基礎技術力等に係る施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・社会性（地理的条件） 県内企業下請活用比率を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点 100 点を与える。

2) 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は 50 点とする。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は 30 点（品質確保の実効性 15 点、施工体制確保の確実性 15 点）とする。

4) 総合評価

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限範囲内の入札参加者について、1)、2)及び3)により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込み価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかにヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の 1)から 3)の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であること。

- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- 3) 提出した技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。(以下「要求要件」という。)
- (5) 評価内容の担保
施工計画に提示された技術的所見及び県内企業下請活用比率表に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評定を減じる措置を行う。
- (6) その他詳細については入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係
電話 098-866-0031 (代表) (内線) 2526

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成 23 年 10 月 18 日から平成 23 年 12 月 14 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで、ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること、この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成 23 年 10 月 19 日から平成 23 年 11 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで電子入札システムにより提出を行うこと。
なお、申請書及び資料が、3 MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成 23 年 10 月 19 日から平成 23 年 11 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで上記 4 (1) に持参又は郵送 (書留郵便に限る。必着) すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。(ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。)

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 23 年 12 月 14 日 12 時 00 分。

2) 紙により持参の場合は、平成 23 年 12 月 14 日 12 時 00 分必着。

沖縄総合事務局開発建設部管理課へ持参すること。

3) 開札は、平成 23 年 12 月 15 日 13 時 00 分

沖縄総合事務局 開発建設部 入札室(那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金：免除。

契約保証金：納付 (保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部) をもって契約保証金の納付に

代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、上記 3 に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記 3 に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者として定めることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行なうものとする。（入札説明書を参照のこと。）

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件(施工経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照のこと。）

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(13) その他、詳細については入札説明書による。

(14) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。）